

元総務課課長補佐坪田真一による官製談合防止法違反と収賄事件の判決公判が七月十五日に札幌地方裁判所で行われ、坪田被告に対して懲役二年六か月の実刑と追徴金六三八万円の有罪判決が宣告されました。町といたしましても判決を重く受け止め、改めて責任の重大さを認識しているところであります。

この間、町民の皆様には大変なご心配とご迷惑をおかけしましたことに対しまして、深くお詫びいたしますとともに、本件の経過と概要並びに職員による不祥事の再発防止策等につきまして改めてご報告いたします。

職員による不祥事の経過 と概要について

事件の経過

- ▼平成27年2月25日 総務課課長補佐（逮捕時）
坪田真一（以下「元課長補佐」という。）が収賄容疑で逮捕される。
- ▼平成27年3月19日 平成25年10月の防災行政情報告知ネットワーク関連備品購入事業における官製談合防止法違反と加重収賄により起訴される。さらに、情報ネットワークに関する保守業務等の随意契約に関し収賄容疑で再逮捕される。起訴されたことに伴い、地方公務員法第28条の規定により無給の休職処分とする。
- ▼平成27年4月9日 再逮捕された事件について、受託収賄で起訴される。
- ▼平成27年4月17日 再逮捕された事件について、賄賂の収受額の追加により受託収賄で追起訴される。
- ▼平成27年4月22日 札幌地方裁判所において第一次公判が行われ、3月19日に起訴された公訴事実（官製談合防止法違反と加重収賄）の罪状認否において、元課長補佐は全て間違いがないことを認める。
- ▼平成27年5月20日 札幌地方裁判所において第二次公判が行われ、4月9日と17日に起訴された公訴事実（受託収賄）の罪状認否において、元課長補佐は全て間違いがないことを認める。
- ▼平成27年5月21日 地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に抵触し、同法第29条第1項（法令違反）及び同項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当することから、懲戒免職処分とする。
- ▼平成27年6月10日 札幌地方裁判所において第三次公判が行われ、贈収賄が

長期間にわたり常態化しており計画的で悪質であつたことと、虚偽の答弁で隠蔽工作を図っていること、社会に与えた影響が大きく公務員全体の信用を失墜したことなどから、懲役4年の実刑と追徴金638万円を求刑される。

札幌地方裁判所において判決公判が行われ、長年にわたって便宜の供与を繰り返して高額な賄賂を收受し、外車の購入やゴルフ・ギャンブルなどに使用するなど公務員としての自覚が見られない。甘い汁を吸い続け、公務員の信用を大きく失墜させたことに見合う償いが求められるのは当然として、懲役2年6か月の実刑と追徴金638万円の有罪判決が宣告される。